

## 事業完了実績報告書の提出について(令和3年補正インバウンド(設備))

補助金の交付決定を受けた方は、補助対象事業(設備の導入)が完了したときには「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき、補助対象事業の完了日(機器が納品された日)から1か月を経過した日までに完了実績報告書を提出してください。

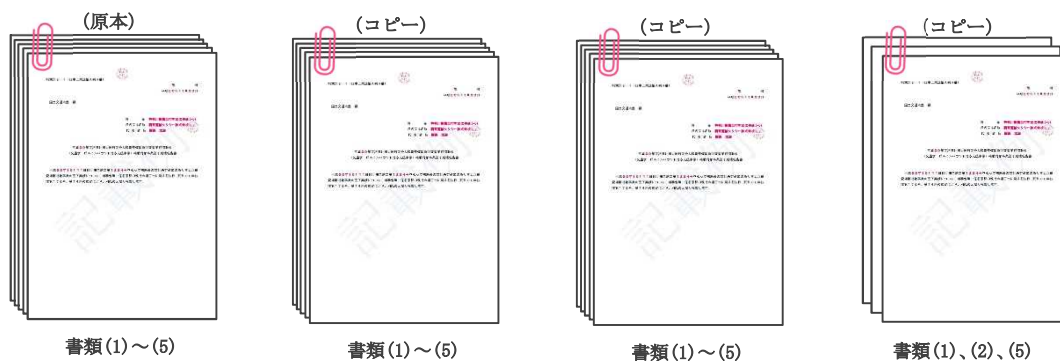
ただし、補助対象事業の完了日から1か月を経過した日が4月10日を経過する場合には、4月10日までに提出する必要があります。

例1) 補助対象事業の完了日: 11月1日 → 完了実績報告書の提出期限: 12月1日

例2) 補助対象事業の完了日: 3月20日 → 完了実績報告書の提出期限: 4月10日

### 【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は**4部(原本1部、コピー3部)**となります。  
(※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください)
- ◆ 提出書類はすべて**A4片面とし、製本(糊付け・ホチキス止めを含む。)はせずにクリップ止め**としてください。



### 【完了実績報告書の提出書類】(記載方法は記載例をご確認ください)

- (1) 令和3年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)補助対象事業完了実績報告書(様式第6-7)
- (2) 令和3年度:訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業・交通インバウンド環境革新等事業)補助対象事業完了実績表(様式第6-7別紙2)
- (3) 下記のとおり、対応状況を証する書面(請求書、領収書、写真等)を添付。

○機器を購入した場合

- ・補助対象事業に係る請求書の写し
- ・補助対象経費の支払いを証する書面(領収書の写し等)
- ・納品した日のわかる書面(納品書等)
- ・車内に設置した機器の写真

- スタッフのための外国語接遇等の研修を実施した場合
  - ・補助対象事業に係る請求書の写し
  - ・補助対象経費の支払いを証する書面（領収書の写し等）
  - ・研修受講の写真等
- (4) 観光振興事業・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 事業評価（一次評価）
- (5) 令和3年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業）支払請求書（様式6-10）

**※その他、以下の状況に応じて上記書類に加えて次の書類が必要となります。**

- 提出期限を超過後に完了実績報告書を提出する場合
  - 提出が遅くなった理由を記載した「**遅延理由書**」
- 様式6-7別紙2において、「補助対象経費」と「実施額」に差額が生じた場合
  - 差額が生じた理由を記載した「**理由書**」
- 提出期限内に完了実績報告書に「領収書の写し等」を添付して提出できない場合
  - 支払予定日や当該書面の提出予定日を記載した「**理由書**」